

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 多田 正見
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 練馬清掃工場建替事業
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、平成18年1月改定の「一般廃棄物処理基本計画」(以下「新基本計画」という。)に基づき、循環型ごみ処理システムを構築するための施設整備の一環として、東京都練馬区谷原六丁目10番11号に位置する既存の練馬清掃工場(昭和44年度しゅん工、施設規模600トン/日)の建替えを行うものである。

対象事業の概略は表 3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所 在 地		東京都練馬区谷原六丁目 10 番 11 号
敷 地 面 積		約 15,000 m ²
工 事 着 工 年 度		平成 22 年度 (予定)
工 場 稼 働 年 度		平成 27 年度 (予定)
処理能力	焼却炉	可燃ごみ 500 トン/日 (250 トン/日・炉×2基)
主な建築物等	工場棟 (管理諸室を含む)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 高さ: 約 28m
	煙突	外筒鉄筋コンクリート造 内筒鋼製 高さ: 約 100m

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1(1)～(4)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(ア)建設機械の稼働に伴う排出ガス</p> <p>建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、最大濃度を示す敷地境界において浮遊粒子状物質では $0.082\text{mg}/\text{m}^3$、二酸化窒素では 0.059ppm であり、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。</p> <p>また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の付加率は敷地境界において、それぞれ 11.4% 以下、 35.9% 以下である。</p> <p>(イ)工事用車両の走行に伴う排出ガス</p> <p>工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において浮遊粒子状物質では $0.056\sim0.078\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標とした環境基準を下回る。二酸化窒素では $0.056\sim0.072\text{ppm}$ であり、一部の地点で評価の指標とした環境基準を上回る。</p> <p>また、予測濃度に占める工事用車両影響濃度の付加率は道路端において、それぞれ 0.19% 以下、 3.27% 以下である。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(ア)施設の稼働に伴う煙突排出ガス</p> <p>a 長期平均値（年平均値）</p> <p>施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度は、二酸化いおうでは 0.007ppm、浮遊粒子状物質では $0.077\text{mg}/\text{m}^3$、二酸化窒素では 0.047ppm、ダイオキシン類では $0.057\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$、塩化水素では 0.001ppm、水銀では $0.002\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、それぞれ評価の指標を満足する。</p> <p>また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の付加率は、それぞれ 0.67% 以下、 0.07% 以下、 0.16% 以下、 0.35% 以下、 1.98% 以下、 4.81% 以下である。</p> <p>b 短期平均値（1時間値）</p> <p>施設の稼働に伴う煙突排出ガスの影響による予測最大着地濃度（寄与濃度）は、二酸化いおうでは 0.0010ppm、浮遊粒子状物質では $0.0010\text{mg}/\text{m}^3$、二酸化窒素では 0.0014ppm、ダイオキシン類では $0.010\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$、塩化水素では 0.0010ppm、水銀では $0.0050\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、それぞれ評価の指標を下回る。</p> <p>また、予測最大着地濃度の気象条件は、予測地域においては約 0.4% の出現頻度である。</p> <p>(イ)清掃車両の走行に伴う排出ガス</p> <p>清掃車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において浮遊粒子状物質では $0.056\sim0.078\text{mg}/\text{m}^3$ であり、評価の指標とした環境基準を下回る。</p> <p>二酸化窒素では $0.051\sim0.071\text{ppm}$ であり、一部の地点で評価の指標とした環境基準を上回る。</p> <p>また、予測濃度に占める清掃車両影響濃度の付加率は道路端において、それぞれ 0.05% 以下、 1.14% 以下である。</p>
悪臭	工事完了後の施設の稼働時において、計画地敷地境界での臭気指数及び煙突からの臭気排出強度は、「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」という。）に定める基準を下回る。

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
騒音	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(7) 建設機械の稼働に伴う騒音 建設機械の稼働に伴う騒音による影響は、敷地境界において 59~78dB であり、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を下回る。</p> <p>(イ) 工事用車両の走行に伴う騒音 工事用車両の走行に伴う騒音による影響は、道路端において 66~74dB であり、すべての地点において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。 また、工事用車両の走行による増加分は 0 ~ 1 dB である。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(7) 施設の稼働に伴う騒音 施設の稼働に伴う騒音レベルは、すべての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準値を下回る。 また、施設稼働に伴う騒音レベルに現況調査結果を加えた値（予測結果）は、多くの地点・時間区分において規制基準値を上回るが、施設の稼働による増加分は 0 ~ 2 dB である。</p> <p>(イ) 清掃車両の走行に伴う騒音 清掃車両の走行に伴う騒音による影響は、道路端において 64~74dB であり、地点 1（練馬清掃工場）を除くすべての地点において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。 また、清掃車両の走行による増加分は 0 dB である。</p>
振動	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(7) 建設機械の稼働に伴う振動 建設機械の稼働に伴う振動による影響は、敷地境界において 59~66dB であり、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を下回る。</p> <p>(イ) 工事用車両の走行に伴う振動 工事用車両の走行に伴う振動による影響は、道路端において昼間では 50~56dB、夜間では 46~51dB であり、すべての地点及び時間区分において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。 また、工事用車両の走行により増加する昼間の振動レベルは 0 ~ 7 dB、夜間の振動レベルは 0 ~ 5 dB である。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(7) 施設の稼働に伴う振動 施設の稼働に伴う振動による影響は、敷地境界において昼間では 36~46dB、夜間では 34~46dB であり、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準を下回る。</p> <p>(イ) 清掃車両の走行に伴う振動 清掃車両の走行に伴う振動による影響は、道路端において 40~56dB であり、すべての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回る。 また、清掃車両の走行により増加する昼間の振動レベルは 0 ~ 1 dB である。</p>

表 4-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
土壤汚染	<p>計画地内における土壤汚染の現況調査結果によると、調査地点のうち1地点で鉛の溶出量が「東京都環境確保条例」の汚染土壤処理基準（溶出量基準）を上回る結果となった。</p> <p>現在、練馬清掃工場は稼働中であり、既存工場の除却に先立ち、東京都環境確保条例第116条に基づき、計画地内の土壤について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。</p> <p>本事業に伴う建設発生土を計画地外へ搬出する際は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で、土砂運搬用車両等、粉じんの飛散が起こりやすい工事用車両には、カバーシートを使用し「東京都建設発生土再利用センター」等に搬出する。受入基準に適合していない場合には、土壤汚染対策法の規定に基づき適切に処理する。</p> <p>したがって、工事の施行中における汚染土壤が存在する箇所の掘削工事の実施期間中では、評価の指標を満足する。</p>
地盤	<p>本事業における掘削工事では、遮水性の高い山留め壁（SMW）を採用して周辺からの地下水の湧出を抑制するため、周辺の地下水位に及ぼす影響は小さい。このため、地盤沈下が生じることはないと考えられる。</p>
水循環	<p>掘削工事では、掘削区域の周囲を遮水性の高い山留め壁（SMW）で囲み、かつその先端を透水性の低い江戸川層の粘土層まで根入れして、各帶水層からの地下水の湧出を抑制する工法を採用する。その結果、工事に伴う揚水は、山留め壁に囲まれた内側の地下水に限られ、山留め壁周辺の地下水位への著しい影響はないと考えられる。</p> <p>なお、山留め壁の詳細な根入れ深さは、SMWの施工前までに行う地盤調査結果を考慮の上、決定する。</p> <p>地下構造物の規模は、地下水表面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の流況への著しい影響はないものと考えられる。</p> <p>計画地の北方向約950mには、東京の名湧水57選に選定されている「清水山憩いの森」が存在するが、上記のとおり計画地周辺の地下水の水位及び流況への著しい影響はないと予測する。</p> <p>したがって「清水山憩いの森」の湧水への影響もないと考える。</p>
日影	<p>計画地に隣接する地域は、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影規制の対象区域である。</p> <p>工事の完了後において、煙突を含む計画建築物等により生じる冬至日の4時間以上の日影は、すべて計画地内に生じる。また、2.5時間以上の日影は、計画地の他に一部北側の民地に生じるが、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を下回る。</p> <p>したがって、本事業は、評価の指標を満足するものであり、日影の影響は軽微であると考える。</p>
電波障害	<p>工事の完了後、計画建築物等により、一部の地域にテレビ電波の遮蔽障害が発生するが、CATVの活用、共同受信施設の設置、受信アンテナの改善等の対策を講じることから、受信障害は解消されるものと考える。</p> <p>なお、本事業の実施により、工事中を含め、新たに電波障害が発生した場合、並びに電波障害が発生すると予測した地域以外についても、本事業による障害が明らかになった場合には同様の対策を実施する。</p>

表 4-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
景観	<p>ア 地域景観の特性と変化の程度 計画地周辺は、低層及び中高層住宅地と公園・緑地等が多数散在し、計画地北西側を白子川が流れる水と緑に恵まれた景観を有している。 本事業は、清掃工場の建替を行うものであり、工事完了後の主な施設は工場棟と煙突であることから基本的な景観構成要素に変化はない。また、建替後の工場棟の高さは、既存より低く抑え、煙突は既存と同じ高さにすることから、現況の地域特性に大きな変化は及ぼさない。</p> <p>イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 本事業では、清掃工場の建替を行うものであり、工事完了後の主な施設は工場棟と煙突である。建替後の工場棟の高さは既存より低く抑え、煙突は既存と同じ高さにするとともに色彩や形状の工夫、工場棟の屋上緑化・壁面緑化等を行うことにより周囲の街並みと調和のとれた景観を創出できると考える。</p> <p>ウ 圧迫感の状況 予測結果における形態率は、評価の指標を下回ることから、計画施設は圧迫感を与えることは、少ないと考える。</p>
廃棄物	<p>ア 工事の施行中 既存施設の解体・撤去及び計画施設の建設に伴い発生するコンクリート塊等の建設廃棄物は約 2.8 万トンと予測されるが、計画段階から発生抑制とともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、減量化に努める。 また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストに基づき適正に処分することから、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できる。 計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約 21 万 m³ であるが、一部は埋戻しに用い、残りは受入施設の基準に適合していることを確認した上で「東京都建設発生土再利用センター」等に搬出する。 したがって、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できる。</p> <p>イ 工事の完了後 施設の稼働に伴い発生する主灰、飛灰及び脱水汚泥の量は約 1.7 万 t/年である。 主灰及び飛灰は、原則として板橋清掃工場の灰溶融施設へ搬送し、溶融処理する。脱水汚泥は、定期的に重金属の溶出試験やダイオキシン類の測定を行い、埋立基準を満足していることを確認した上で中央防波堤新海面処分場にて埋立処分する。 以上のことから、関係法令等に定める事業者の責務を厳守できる。</p>
温室効果ガス	<p>本事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給を実施するとともに、太陽光等の自然エネルギーの積極的な活用、屋上や壁面の緑化を行うことによる建物の断熱を図る。</p> <p>以上のことから、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、「エネルギー使用の合理化に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に定める事業者の責務に照らして妥当なものである。</p>

5 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由の概要是、表 5-1に示すとおりである。調査計画書に対する知事の審査意見、都民の意見及び周知地区区長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

なお、「評価書案」とは、「練馬清掃工場建替事業における環境影響評価書案」をいう。

表 5-1 修正した箇所及び修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書案頁
4 対象事業の目的及び内容			
4.2.2 計画の内容	施設計画 (都市計画法の高度地区に係る記述)	練馬区において、平成20年3月に都市計画法の高度地区により建築物の高さの最高限度を定めたため、文章を修正した。	p. 20
	汚水処理設備	処理過程で発生する脱水汚泥は埋立処分する内容を追記した。	p. 31
	給水計画	初期雨水以外の雨水は散水に利用することを追記した。	p. 31
	緑化計画	審査意見書の意見(p. 477 参照)に従い、樹木の保全計画を具体的に検討し、文章を変更した。	p. 32
4.3.2 供用計画	清掃車両等の構造	各車両の外観写真を追加した。	p. 42
4.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容	ヒートアイランド対策	事業者としてヒートアイランド対策を具体的に示す必要があると考えたため追加した。	p. 47
	環境保全に関する計画等に配慮した事項	環境保全に関する計画等について最新の情報に修正した。	p. 48~50
5 地域の概況			
5.1 一般項目	各項目について、最新のデータに更新した。		p. 65~124
5.2 環境項目			
6 環境影響評価の項目			
6.1 選定した項目及びその理由	地盤、水循環	審査意見書の意見に従い、予測・評価の実施について必要性を再検討し、評価項目に選定した。	p. 60, 61
6.2 選定しなかった項目及びその理由	地盤、水循環	上記により、選定しなかった項目より除外した。	p. 62
7 調査等の手法			
7.2.1 大気汚染	地点番号の設定を変更	一般環境と道路沿道の調査地点がわかりやすくなるように変更した。	p. 136 他
	第二区民農園の地点名の変更	第二区民農園の土地利用状況が、変わったため、地点名を旧第二区民農園に変更した。	p. 136 他
7.2.3 騒音・振動	地点番号の設定を変更	環境と道路交通の調査地点がわかりやすくなるように変更した。	p. 238 他
	第二区民農園の地点名の変更	第二区民農園の土地利用状況が、変わったため、地点名を旧第二区民農園に変更した。	p. 238 他
7.2.7 景観	光が丘春の風公園の地点名修正	正式名称に変更した。	p. 410
	調査事項	圧迫感について再検討し、予測・評価項目に追加した。	p. 422

注) 表中の項目番号、図番及び表番は、特に記載がない限り調査計画書のものである。